

議案第 19 号

我孫子市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

我孫子市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 1 月 13 日提出

我孫子市長 星野 順一郎

提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、戸籍法の一部改正により新たに発行が可能となる戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行に係る手数料の金額等を定めるとともに、条文を整備するため提案するものです。

我孫子市手数料条例の一部を改正する条例

我孫子市手数料条例（平成12年条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(手数料の減免)	(手数料の減免)
第4条 略	第4条 略
2 次の各号のいずれかに該当するときは、手数料を免除する。 (1) 略 (2) 法令に、条例で定めるところにより戸籍に関する証明を無料で行うことができる旨の規定があるとき。	2 次の各号のいずれかに該当するときは、手数料を免除する。 (1) 略 (2) 法令に、条例で定めるところにより戸籍に関する証明 <u>（戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項の戸籍に記載した事項に関する証明書及び同法第12条の2の除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書をいう。）</u> を無料で行うことができる旨の規定があるとき。
3 略	3 略

別表（1）の表を次のように改める。

（1） 戸籍関係手数料

手数料を徴収する事務	手数料の金額
戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付	1通につき450円

戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項1件につき 350円
戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この表において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）	戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき400円
戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書の交付	1通につき750円
戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項1件につき 450円

<p>戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</p>	<p>除籍電子証明書提供用識別符号1件につき700円</p>
<p>戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付</p>	<p>1通につき350円 (婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1通につき1,400円)</p>
<p>戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを利用に供する事務</p>	<p>書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件につき350円</p>
<p>身分に関する証明</p>	<p>1通につき300円</p>

死体（胎）埋火葬許可証交付済証明書の交付

1通につき300円

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。